

1 申告に当たっての留意事項

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください（規則35①五）。

(2) 組織再編成に係る契約書等の提出

組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。）、現物分配、株式交換又は株式移転をいいます。以下(2)において同じです。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写しを添付してください（規則35①六）。

また、組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除きます。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限ります。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、その株主交付子会社の株主に対して交付した株主交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含みます。）を添付してください（規則35①七）。

（注）組織再編成を行っていない場合には、添付は不要です。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（注）平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項（新法の適用等）の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）